

第 2 次

三股町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 3 年 4 月	策定
令和 4 年 10 月	改定
令和 6 年 12 月	改定

三股町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の目的及び位置付け	2
3	計画改定の趣旨	2
4	計画期間と基準年度	3
5	対象範囲及び対象とする温室効果ガス	3
第 2 章	温室効果ガスの排出状況と削減目標	3
1	温室効果ガスの排出状況と前計画の達成状況	3
2	温室効果ガス排出量の削減目標	5
第 3 章	目標達成に向けた取組	7
1	取組の基本方針	7
2	個別措置	7
3	具体的な取組内容	8
第 4 章	計画の進行管理	10
1	推進体制	10
2	進行管理の仕組み	11
参考資料		13

はじめに

三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）とは

近年、新聞記事やニュースで、地球温暖化等に伴う環境問題や災害について多く取り上げられています。

三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）第21条にて策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、本町が保有する公共施設や町の職員が取り組む地球温暖化防止対策についてまとめたものです。

また、町自らが率先して環境に配慮した行動を実行することにより、町民・事業者の環境保全に向けた自主的・積極的な取組を促していきます。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

(2) 世界の動向

2015（平成27）年12月にパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡（カーボンニュートラル）」を掲げ、以降、2050年までの実現を目指して様々な動きが広がっています。

(3) 国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったことなどが位置付けられています。

2021(令和3)年10月には、地球温暖化対策計画改定の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、表1に示すとおり、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが示されました。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2. 計画の目的及び位置付け

(1) 計画の目的

本計画は、三股町が一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務・事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地方公共団体実行計画として策定するもので、国の地球温暖化対策計画及び三股町総合計画に即して策定するものです。

3. 計画改定の趣旨

本町では、2020(令和2)年度に、「第2次三股町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、町の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進してきました。

第2次計画の計画期間がスタートして以降、国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に実行していくことを決定しました。このような中、本町としても、国の動向を踏まえ、さらなる省エネルギーの対策に加えて再生可能エネルギーの利活用を推進し、地球温暖化対策をより一層取り組むため、第2次計画を改定します。

また、政府実行計画に準じた措置として、個別措置の定量的な目標値を設定するために、2024(令和6)年度に改定を行いました。

4. 計画期間と基準年度

政府実行計画との整合を図り、計画期間は短期目標として2025(令和7)年度、中期目標として2030(令和12)年度とし、目標の達成を評価する基準年度は、2014(平成26)年度とします。

ただし、計画の進捗状況や技術の進歩などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

短期目標：2025（令和7）年度 中期目標：2030（令和12）年度 ※基準年度は2014（平成26）年度

5. 対象範囲及び対象とする温室効果ガス

本計画の対象範囲は、三股町の全ての事務・事業とします。

また、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

第2章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

1. 温室効果ガスの排出状況と前計画の達成状況

本町においては、第1次三股町地球温暖化対策実行計画(2016(平成28)年度～2020(令和2)年度)、第2次三股町地球温暖化対策実行計画(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)を策定し、地球にやさしい職場づくりを推進してきました。

一方、温室効果ガス排出量は、計算上、電気使用に伴う調達先電気事業者の排出係数により大きく変動します。

その結果、図1に示すとおり、第1次実行計画期間の2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比較し約37%削減することとなりました。また、直近(2021(令和3)年度)の排出量と比較すると約33%削減することとなりました。しかしながら、図2に示すとおり、エネルギー使用量の大半を占める電気は、基準年度と比較して増加していることが課題として挙げられます。

このことを踏まえ、省エネルギーや省資源など地球温暖化対策をより一層取り組むとともに、本計画を国の計画等に準じて改定し、再生可能エネルギーの利活用の推進等、新たな取組に挑戦していくことが重要です。

※調達先電気事業者の排出係数を基準年度と同じ状態で温室効果ガス排出量を比較すると、2020(令和2)年度は、約2%の削減にとどまります。また、直近(2021(令和3)年度)と比較すると排出量はほとんど同じになります。

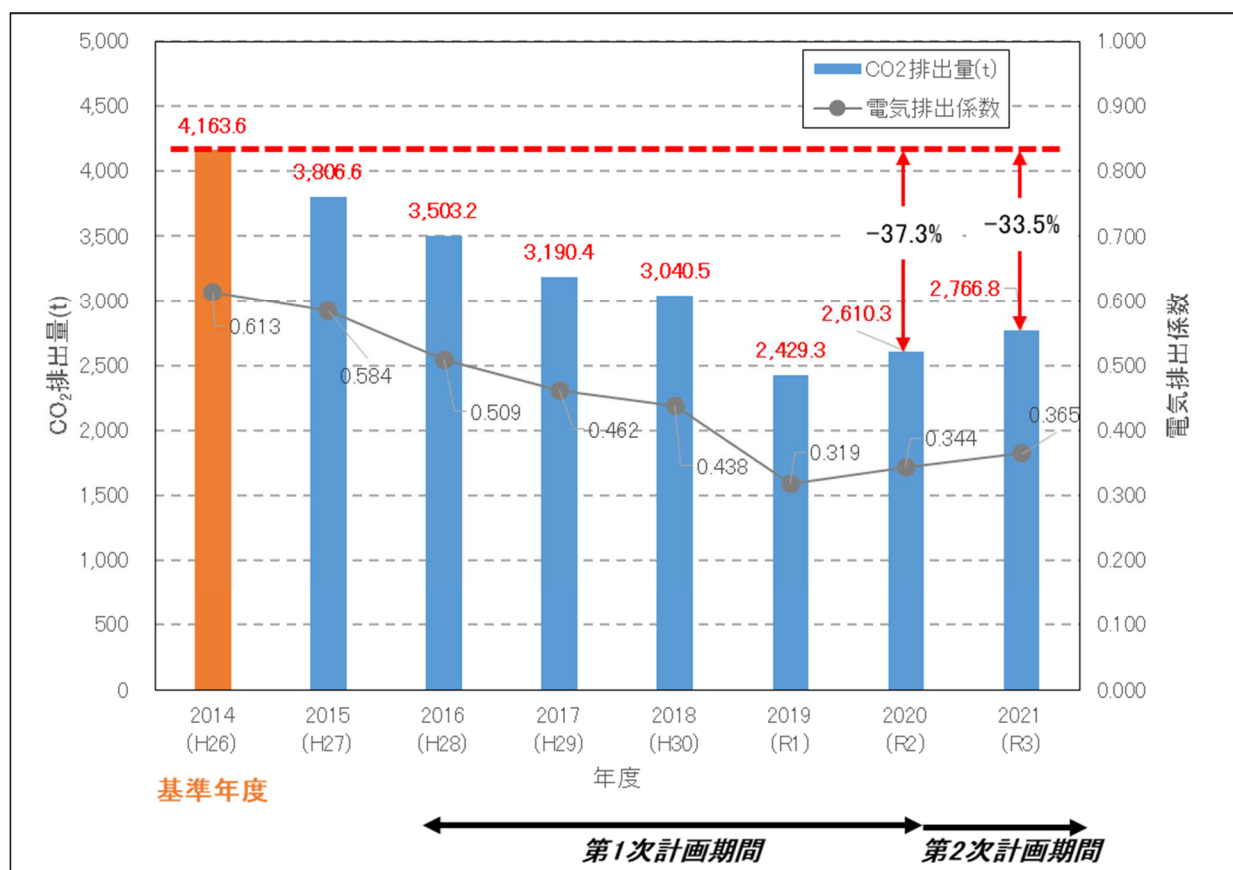


図 1 温室効果ガス排出量の推移

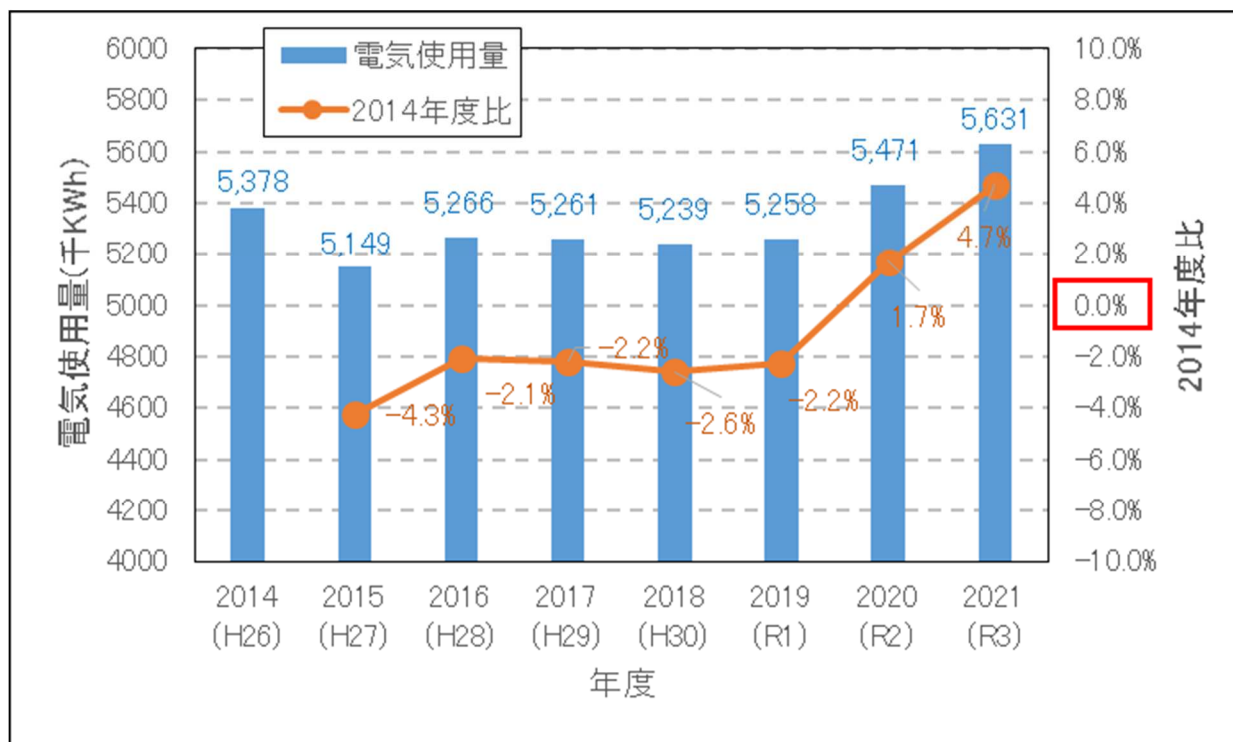


図 2 電気使用量の推移

2. 温室効果ガスの排出量の削減目標

(1) 基準年度(2014(平成26)年度)の温室効果ガス排出量

基準年度(2014(平成26)年度)に排出された温室効果ガス排出量は4163.6t-CO₂であり、表2に活動量及び排出量を、図3に排出割合を示します。同排出量を第2次実行計画の基準排出量とします。

エネルギー種別の排出構成は、電気が79.2%、A重油が10.0%、ガスが7.7%の順となっています。したがって、電気に関する取組を強化することにより有効な削減が期待できます。

表2 基準年度(2014(平成26)年度)の活動量及び温室効果ガス排出量

排出源		活動量	排出量 (t-CO ₂)	全体に占める 割合
ガソリン・混合油	ℓ	28,093	65.2	1.6%
灯油	ℓ	8,618	21.5	0.5%
軽油	ℓ	43,143	111.5	2.7%
A重油	ℓ	153,300	415.4	10.0%
ガス	m ³	42,358	253.0	7.7%
電気	kWh	5,378,354	3,296.9	79.2%
合計		—	4,163.6	100.0%

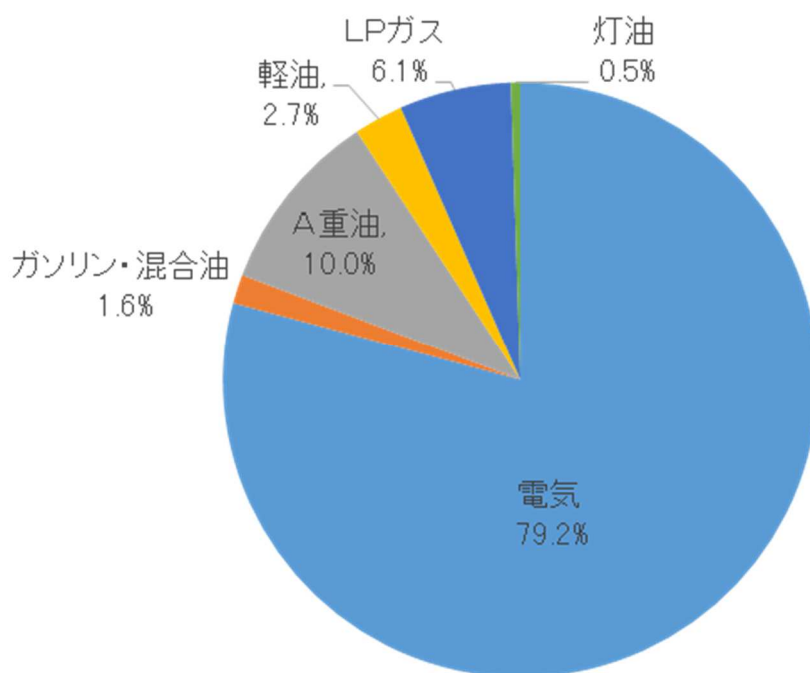


図3 エネルギー種別の排出割合

また、組織別（施設ごと）では、図 4 に示すとおり、環境水道課（処分場や衛生センター等含む）が全体の約 57% を占め、次いで教育課（小中学校含む）約 26%、総務課（庁舎含む）約 9% となっています。環境水道課及び教育課所管の事務・事業に関する取組を強化することにより有効な削減が期待できます。

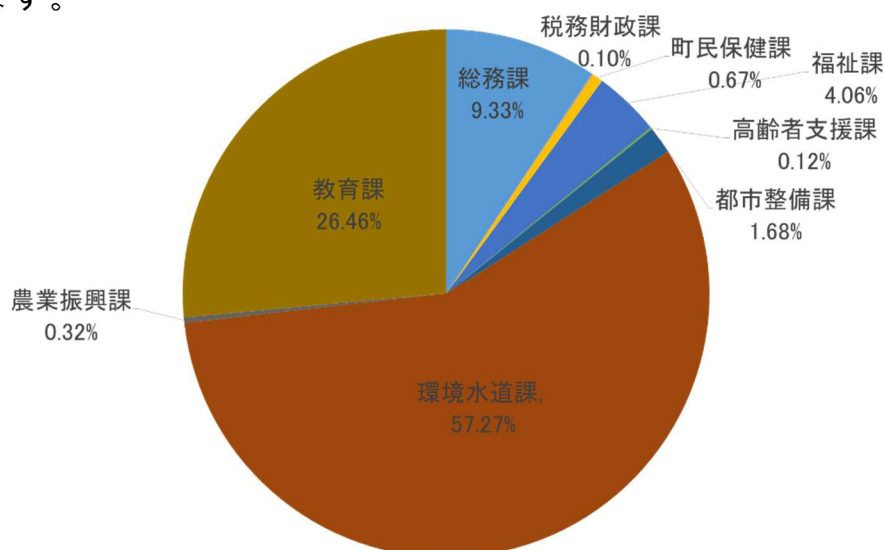


図 4 組織別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2014 年度）

(2) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、三股町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(3) 温室効果ガスの削減目標

本町の事務・事業全体からの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）を、2014（平成26）年度を基準として、短期目標である2025（令和7）年度までに35.0%以上、中期目標である2030（令和12）年度までに50.0%以上削減することを目指します。

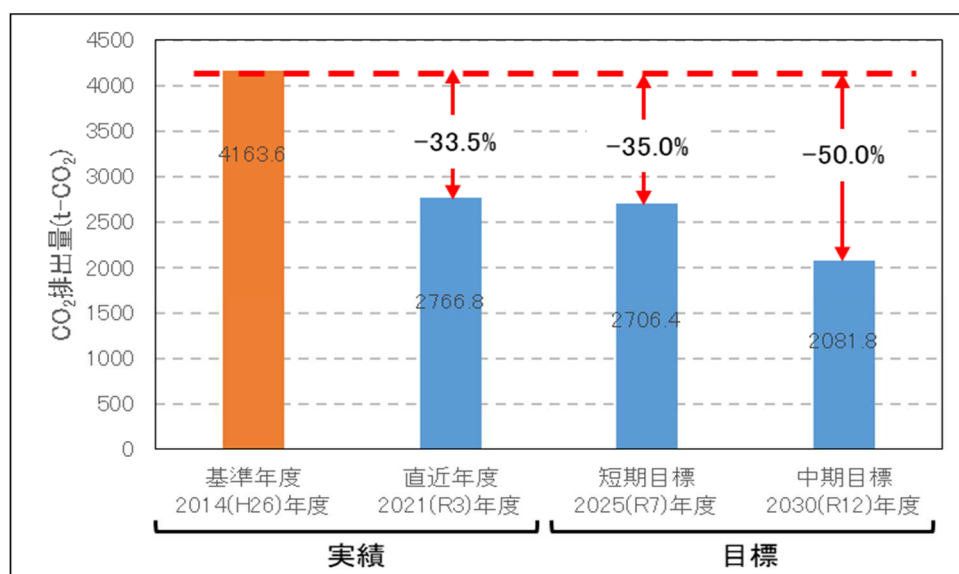


図5 基準年度排出量と削減目標年度排出量
（各年度の排出係数により算出）

第3章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガス排出量を継続的に削減するため、引き続きクールビズ、ウォームビズをはじめとする職員の日常の取組を行うとともに、省エネルギー設備の導入促進による総エネルギー使用量の縮減や再生可能エネルギーへのエネルギー転換を図ります。そして、取組の企画・実行・評価・改善（カーボン・マネジメント）を、組織を挙げて不断に実施していきます。

2. 個別措置

政府実行計画（令和4年5月）に基づき、目標達成に向けた個別措置を設定します。

表3 目標達成に向けた個別措置

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	2030年度には、設置可能な建築物の50%以上に設置します
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当にします
電動車の導入	代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については全て電動車とすること、また、使用する公用車全体でも2030年度までに全て電動車とすることを目指します
LED照明の導入	既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%を目指します
再エネ電力調達への推進	2030年度までに公共施設で調達する電力の60%以上が再生可能エネルギー由来となることを目指します

3. 具体的な取組内容

(1) 日常業務に関する取組（省エネ）

職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。クールビズ、ウォームビズなどの取組を無理のない範囲で工夫することは、個々の取組による削減効果は大きくありませんが、全ての職員が実施することで効果は大きくなります。

以下の取組を参考とし、全ての職員の地球温暖化対策の意識を高めていきます。

項目	取組内容
空調	・ 使用していない部屋の空調停止 ・ ブラインド等を有効活用した室温の適正化
照明	・ 始業前、終業後、昼休みには、不要な照明はつけない ・ 会議室、トイレ、給湯室等の照明は、使用後に必ず消す
エレベーター	・ 階段利用の推奨
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断や省電力の設定 ・ 業務終了後 PC 電源 OFF、長時間不在時の PC モニター OFF
公用車	・ 車に不要な積載物を載せたまま走行しないようにする ・ 急発進、急加速の抑制 ・ Web会議活用による公用車利用頻度の低減
用紙類	・ 庁内ネットワークの積極的活用によるペーパーレス化の推進 ・ 庁内業務のIT化推進によるアナログ業務の電子化 ・ 両面印刷や両面コピーの徹底
ごみ	・ 用紙類やビン、缶、ペットボトル等資源化物の分別徹底 ・ マイボトルやマイカップ使用など、使い捨て商品の使用抑制
物品購入	・ 物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入するグリーン購入に努める

(2) 庁舎等の設備・機器の保守・管理・運用改善に関する取組（省エネ）

庁舎や施設の設備・機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備・機器（エネルギー効率が高く、消費するエネルギーを低く抑えることができる機器を始め、自動調光システムや人感照明センサなど必要な時に必要最小限のエネルギーを使うようにする機器などの省エネ機器）に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけではなく、当該設備・機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。

庁舎・施設管理職員等は、以下を参考に取組を推進していきます。

項目	取組内容
空調	・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃 ・ 自動制御装置による空調機受電電力の適正化
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検 ・ LED 照明などの高効率な照明への切換
事務機器	・ 複合機のカラー・モノクロ使用枚数上限の徹底 ・ タブレット等の積極的な活用による紙使用の削減
公用車	・ 次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）の導入拡大 ・ タイヤの空気圧を適正に保つ
熱源	・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 ・ 冷却塔充填剤の清掃 ・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・ 熱源機の運転圧力の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 節水（節水ステッカー等の掲示）
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止 ・ デマンド制御導入（ピーク電力の削減）
その他	・ 公共施設の統廃合 ・ 公共施設の断熱改修（断熱塗装等）

(3) 再生可能エネルギーの導入（再エネ）

事務事業から排出される温室効果ガスは、大部分が電気や燃料等のエネルギー使用に由来するため、省エネルギー化を推進すると同時に再生可能エネルギーの利用を図り、化石燃料由来の温室効果ガスを削減する必要があります。

このため、太陽光発電等、町に適した再生可能エネルギーを利用した設備の導入を積極的に検討し、エネルギーの地産地消を目指します。

- ・小中学校をはじめとする公共施設に太陽光発電設備等を導入し、生み出した電力を施設の運用に活用します。

ただし、施設の屋根の面積程度では必要な電力の確保が困難であることに加え、天候不順による発電量の低下や機器の破損による発電コストの増高などが予想されることから、運用安定性や経済性を検討しながら導入の可能性を検証します。

第 4 章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第 2 次三股町地球温暖化実行計画（事務事業編）」は、次の体制で実施します。詳細は、「三股町役場地球温暖化対策委員会設置要綱」に定めます。

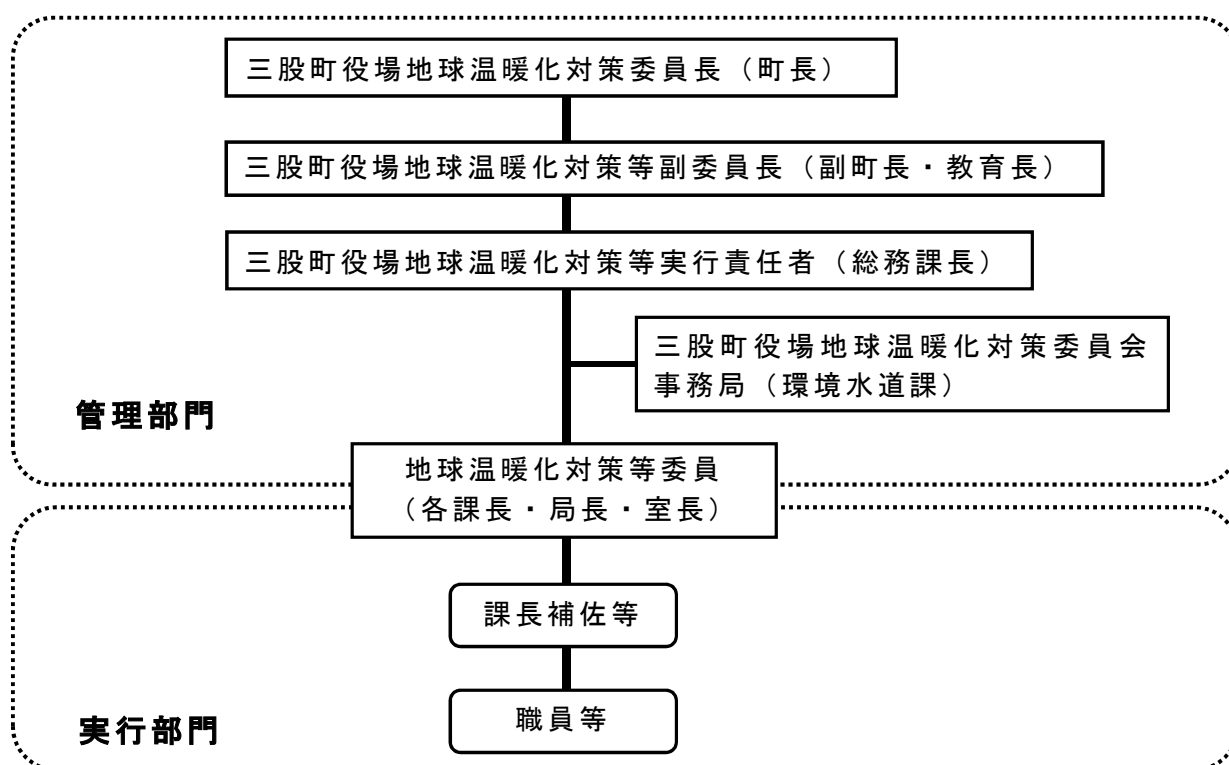


図 6 推進体制図

2. 進行管理の仕組み

「第2次三股町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」は、図7に示すとおり、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

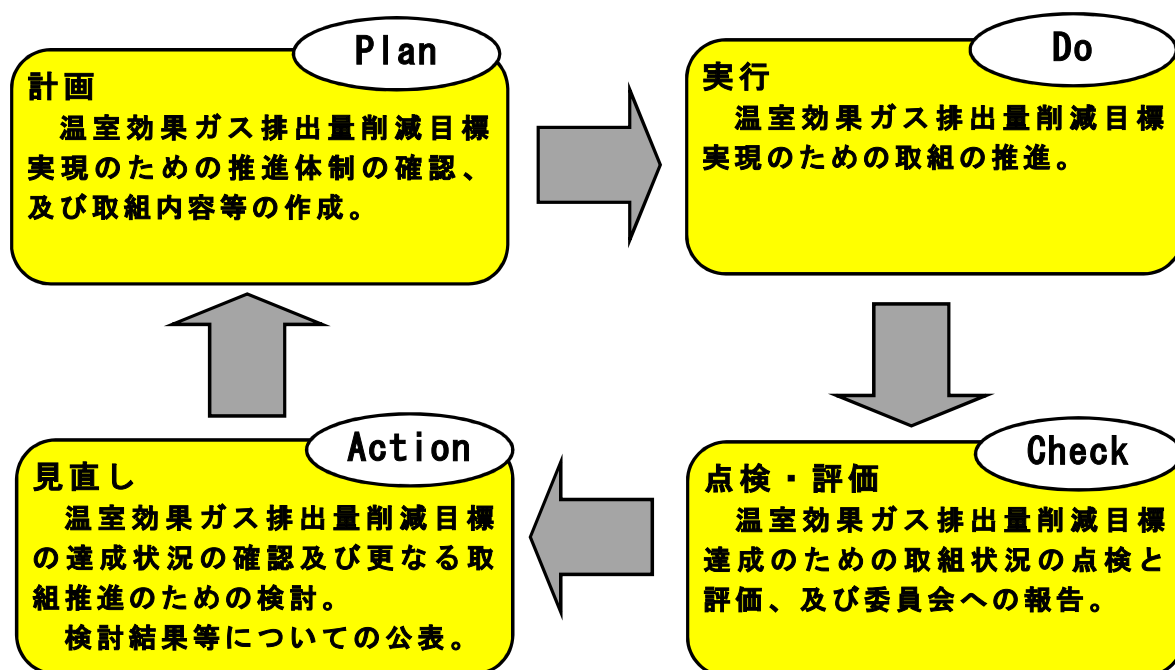


図7 進行管理の仕組み図

① 計画 (Plan)

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、本計画の重要性及び第3章に示した取組の励行等について課長補佐及び職員等に周知徹底を図り、事務・事業執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

② 実行 (Do)

課長補佐及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務・事業執行の際に本計画の重要性及び第3章に示した取組を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

③ 点検・評価 (Check)

【課長補佐等の実施事項】

課長補佐等は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況(改修・更新等)の状況を把握し、毎月1回所管のエネルギー使用量を課長等に報告する。

【課長等の実施事項】

課長等は、課長補佐等からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し事務局に提出するとともに、温室効果ガス排出量の削減状況等の評価を行う。

【事務局の実施事項】

事務局は、課長等から提出されたエネルギー使用量を取りまとめて、事務・事業全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）に報告する。

④ 見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）は、事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に 1 回対策委員会に報告する。

対策委員会は、地球温暖化対策実行責任者（総務課長）の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 実績の公表

事務局は、対策委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年 1 回、措置及び施策の実施状況について、町のホームページ等で公表する。

參考資料

参考資料 1 三股町役場地球温暖化対策委員会 設置要綱

(平成 28 年 2 月 19 日 告示番号 13 号)

(設置)

第 1 条 三股町役場地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、三股町役場地球温暖化対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、実行責任者、事務局長及び委員をもって構成する。

2 委員長に町長を、副委員長に副町長及び教育長を、実行責任者に総務課長を、事務局長に環境水道課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取りまとめ、これを推進する。

6 事務局長は、事務の取りまとめを行う。

7 委員は、各課(局)長をもって充てる。

(委員会)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、主催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第 5 条 部会は、委員長から諮問された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

2 部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境水道課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

参考資料２ 施設等一覧

施 設 名	管理担当課
三股町役場	総務課
情報交流センターあつまい	企画商工課
三股町中央公民館	教育課
第１地区分館～第９地区分館	教育課
三股町体育館	教育課
三股町多目的スポーツセンター	教育課
三股町四半的弓道場	教育課
三股町武道体育館	教育課
三股町弓道場	教育課
三股町中央テニスコート	教育課
三股町立文化会館・三股町立図書館	教育課
三股町立学校給食センター	教育課
三股町研修センター	教育課
各小中学校	教育課
西部地区体育館	教育課
三股町健康管理センター	町民保健課
三股町畜産センター	農業振興課
三股町殿岡生活改善センター	農業振興課
２地区交流プラザ	福祉課
各地区児童館	福祉課
三股町総合福祉センター元気の杜	福祉課
山王原地域福祉センター	福祉課
各公園	都市整備課
道路付帯施設	都市整備課
三股町中央浄水場	環境水道課
三股町長田浄配水場	環境水道課
水道事業各施設	環境水道課
三股町衛生センター	環境水道課
三股中央浄化センター	環境水道課
三股町宮村南部地区農業集落排水処理場	環境水道課
三股町梶山地区農業集落排水処理場	環境水道課
三股町一般廃棄物処理場	環境水道課
墓苑 高才原	環境水道課